

《高齢者外出促進バス事業に関するQ & A》

【申請手続き関係】

<p>Q:生活保護を受給しているため健康保険証を持っていないが、身分確認資料はどうしたらいいか</p>	<p>A:健康保険証を持っていなくても介護保険証は交付されていますが、もしも紛失されたのなら市役所介護高齢課で再交付の手続きをすることができます。また、身分確認資料としてマイナンバーカードを作成する場合は、市役所戸籍住民課で作成することができますので、市役所の各担当課へお問い合わせください。</p> <p>介護高齢課⇒31-4598、戸籍住民課⇒31-4523</p>
<p>Q:代理人による申請ができないのはなぜか</p>	<p>A:当事業は「バスを利用できる身体状況であること」が対象者の要件となっていること、また乗車証に写真の貼付をしないことから不正防止の観点からも、ご本人による申請とさせていただきます。</p>
<p>Q:お知らせのハガキが来ないが</p>	<p>A:これまでは、対象となる市民税非課税の方にお送りしたハガキと引換えにバス回数券等を交付していましたが、今回からは対象が70歳以上の市民全員となり、また、「ハガキが届いていない」「ハガキを失くしてしまった」などのお問合せが数多くあったので、当事業では身分確認資料を持参していただくことで、手続きをできるようにしました。</p>
<p>Q:乗車証を紛失した場合はどうするのか</p>	<p>A:紛失した場合は、介護高齢課にご連絡ください。ただし、再交付はできませんので、あらためて郵便局にて500円を支払い申請手続きをしてください。新たにその日から有効の乗車証を交付することができます。なお、申請の際には、ご本人が健康保険証など身分確認できるものを持っていく必要があります。</p>
<p>Q:乗車証をポケットに入れたまま洗濯してしまい、汚くなってしまったがどうしたらいいか</p>	<p>A:著しく汚れた場合や破損した場合には、『その乗車証と引換え』に再交付することができます。その乗車証と健康保険証など身分確認できるものをご本人がお持ちになり、介護高齢課もしくは行政センター保健福祉課で再交付の手続きをしてください。料金はかかりません。</p>
<p>Q:有効期間の途中で乗車証を返却したら乗車証の負担金500円は戻ってくるのか</p>	<p>A:負担金500円は返還できません。乗車証を紛失した、転出することになった、施設に入るから使わないなど、いかなる理由によっても返還できません。</p>
<p>Q:夏の間は毎日のようにバスに乗るが冬はあまり乗らない。定期券か乗車証かどちらかを選ばないとならないのか</p>	<p>A:どちらかを選択するものではないので、毎日のように利用する夏の間は定期券を購入して、冬の間は乗車証を利用していただけことが可能です。</p> <p>乗車証は1年間有効ですので、例えば4月から3月の乗車証を持っているとして、4・5・6月は乗車証で、7・8・9月は3か月定期券を購入して、10月から3月はまた乗車証ということが可能です。</p>

Q: 鶴居グリーンパークに行きたいが使えるか	<p>A1: 当事業の乗車証利用エリア外なので通常運賃となります。シルバー定期など利用できる定期券もあるので、何回も行くのなら定期券を購入した方がお得になる場合もあります。定期券購入に対しては、ひと月あたり 1,000 円助成するので、例えば 3 か月定期だと 3,000 円引きで購入できます。</p> <p>A2: 当事業の乗車証を利用し、乗車証利用エリア内の温根内ビクターセンターで降車(100 円支払い)したあと、次の便で、乗車証利用エリア外の鶴居グリーンパークまで通常運賃(温根内ビクターセンターから鶴居グリーンパークまでの通常運賃支払い)で行くことができます。</p>
Q: 不正使用した場合はどうなるのか	A: 有効期限の切れた乗車証を使用することや、乗車証を他人へ貸与・譲渡し本人以外の人が利用することはできません。不正に使用した場合は、その乗車証を無効として回収し、普通運賃及び運送約款に基づいた割増運賃をお支払いいただくこととなります。

【運賃関係】

Q: 利用可能エリアを超えて乗車した場合の運賃はどうなるのか	A: 利用可能エリアを超えた場合は、通常運賃となります。100 円プラス超えた部分の運賃ではなく、乗車したところから降車したところまでの通常運賃となります。
Q: 回数券で運賃の支払いができないのはなぜか	A: 回数券はすでに値引きされているため、当事業の100円の支払いに使うと2重の値引きをすることになるため、回数券での支払いはできません。
Q: 空港へも100円で行けるのか	A: 空港連絡バスは利用できませんが、阿寒線など路線バスであれば利用できます。
Q: これまでは身体障害者手帳を提示して5割引で乗車していたが、乗車証を利用する場合はどうなるのか	A: 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを提示した場合に運賃が普通運賃の5割引となります。手帳を提示して5割引で乗車するか、乗車証を利用して100円で乗車するかは、運賃がいくらかによって使い分けていただくと良いでしょう。両方提示しても50円にはなりません。
Q: 身体障害者等級が第1種の者を介護のため乗車する場合、若しくは知的障害者等級がA判定の者に付添うため乗車する場合に、介護人の運賃が手帳提示により5割引となるが、本人が乗車証提示で乗車する場合に介護人(70歳未満)は割引を受けられるか	A: 本人が乗車証及び身体障害者手帳(又は療育手帳)の両方を提示することで、介護人は手帳による割引を受けることができます。
Q: 臨時運行バスに利用できるか	A: お祭りやプロ野球観戦、お墓参りなど「臨時運行バス」が運行した場合には、乗車証を利用することができます。

【バス利用関係】

Q: バスは段差が高くて乗れない、タクシーの助成にしてほしい	A: これまでも同様のご意見をいただいておりますが、そういう状態の方もいらっしゃるということは理解しておりますが、何度でも利用できる方法で、地域公共交通を確保することも含めて、今回は、限られた予算を公共交通の維持、バスに集中するということで見直しをしたところです。 低床バスも徐々にですが増やしていると聞いております。
Q: 行きたい場所へ何線に乗ったら行けるのかがわからない	A: バス会社へお問い合わせしてください。 くしろバス⇒36-8181、阿寒バス⇒37-8651

【制度改正関係】

Q: 今回の事業を行うことを誰が決めたのか	A: これまで行ってきた事業は、「通年利用できるようにしてほしい」「課税者が対象外なのは不公平だ」「バス運賃が高くて4,800円ではすぐに使い終わってしまう」など様々なご意見をいただきました。そのため、事業を見直すこととなり、第7期 高齢者保健福祉計画の策定市民委員会や市議会での議論を経て、このような事業を実施することとなりました。
Q: 自分で運転しているためバスに乗らないので、入浴券をもらっていたが、なぜ入浴券がなくなったのか	A: 当事業は、元気な高齢者の外出と社会参加を促し、生きがいづくりと健康づくりを推進することを主体に考えた事業で、また、地域公共交通の維持や、運転免許証を返納した方の交通手段の確保という側面もあり、バス利用に対する助成となりました。